

## 相談支援と事業所の種別

幅広い相談に応じる、相談支援のベース

基本  
相談  
支援

障害福祉に関する様々な相談に応じます。障害を持つ方やそのご家族からの相談内容に対して、必要な情報提供や助言を行います。「計画相談支援」「地域相談支援」「障害児相談支援」へつなぐ起点となります。

[対応する相談支援事業所]

●一般相談支援事業所 ●特定相談支援事業所 ●障害児相談支援事業所

### ★一般相談支援事業所

地域 相談 支援	障害を持つ方が地域で自立して生活するための相談支援	地域移行支援	施設や病院などを出て、自立した地域生活を目指す人を支援します。利用する福祉サービスの見学・体験をするための外出同行や、入居支援など、地域生活の準備をサポートします。
		地域定着支援	既に自立した地域生活を送る方が、施設や病院に再入所・再入院することなく地域で暮らし続けるための支援を行います。トラブルが起きたとき、不安なときの相談にいつでも応じられるよう、24時間対応の連絡体制を設け、緊急時には必要な支援を行います。

### ★特定相談支援事業所

計画 相談 支援	個人に適した障害福祉サービスを利用するための相談支援	サービス利用支援	一人ひとりの悩み、困りごとに合った障害福祉サービスの利用までを支援します。サービス利用申請に必要な「サービス等利用計画案」を作成します。サービス利用が決定した際は、決定内容に基づいて「サービス等利用計画」を作成し、サービスを提供する事業者などとの連絡調整を行います。
		継続サービス利用支援	既に提供が始まっているサービスを見直す支援です。サービス利用者に対して、一定期間ごとに「サービス等利用計画」を見直すモニタリングを行います。モニタリングの結果をもとに、必要に応じて関係機関を集めた会議の実施、サービス利用の更新、サービス等利用計画の見直しに関する調整を行います。

### ★障害児相談支援事業所

障害 児 相談 支援	個人に適した障害児通所サービスを利用するための相談支援	障害児支援利用援助	通所支援の利用までを支援します。通所支援を利用する前に、障がいを持つ児童の心身の状況、本人または保護者の意向から適切なサービスの組み合わせを検討し「障害児支援利用計画案」を作成します。サービス利用が決定した際は、決定内容に基づいて「障害児支援利用計画」を作成し、サービスを提供する事業者などとの連絡調整を行います。
		継続障害児支援利用援助	利用を開始した障害児通所支援について見直す支援です。一定期間ごとに「障害児支援利用計画」を見直すモニタリングを行い、必要に応じて計画の変更申請などを行います。

相談  
支援